

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示(2件) (治山林道課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	4
○建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○争議行為の予告 (雇用労働政策課)	4
○行政書士法による処分 (法 務 課)	4
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
高知県教育委員会告示	
○博物館相当施設の指定の取消し	5
高知県教育長告示	
◎告示(高知県地域改善対策奨学資金に係る返還金の収納事務の委託)の廃止	5
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施(2件)	5
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	6
○警備員等に係る検定の実施	7

告 示

高知県告示第420号

平成19年5月高知県告示第376号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を黒潮町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成19年6月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 所在不明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町熊野浦20
- イ 氏名
改田 兄

- (2)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町佐賀1445
- イ 氏名
山本 正市
- (3)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町中ノ川
- イ 氏名
山本 芳太郎
- (4)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町中ノ川262
- イ 氏名
山本 熊太郎
- (5)ア 登記簿記載の住所
大阪府枚方市禁野1097
- イ 氏名
西尾 之文
- (6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡佐賀村中ノ川1番屋敷
- イ 氏名
山本 米吉
- (7)ア 登記簿記載の住所
高岡郡四万十市本町4-6
- イ 氏名
岡崎 俊
- (8)ア 登記簿記載の住所
四万十市佐岡1047-2
- イ 氏名
伊与木 良一
- (9)ア 登記簿記載の住所
北海道札幌市東区北三十条二丁目2-10
- イ 氏名
田丸 波於
- (10)ア 登記簿記載の住所
大阪府大阪市北区池田町1-1-220
- イ 氏名
伊勢 恭子
- (11)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町佐賀762-5
- イ 氏名
伊勢 桂
- (12)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町奥湊川2336
- イ 氏名
田辺 林吉
- (13)ア 登記簿記載の住所

- 幡多郡黒潮町奥湊川1633
- イ 氏名
酒井 春太郎
- (14)ア 登記簿記載の住所
東京都世田谷区北澤五丁目847
- イ 氏名
安光 恭次郎
- (15)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町加持2218
- イ 氏名
宮川 武彦
- (16)ア 登記簿記載の住所
大阪府大阪市西成区千本北2-32-4
- イ 氏名
宮川 寅芳
- (17)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町上田の口77
- イ 氏名
高橋 福馬
- (18)ア 登記簿記載の住所
大阪府松原市阿保二丁目25
- イ 氏名
川村 勉
- (19)ア 登記簿記載の住所
大阪府大阪市東住吉区桑浮町四丁目71
- イ 氏名
桑原 豊治
- (20)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町馬荷2400
- イ 氏名
矢野 春居
- (21)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町鈴259
- イ 氏名
山崎 教人
- (22)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町川奥550
- イ 氏名
松本 又次
- (23)ア 登記簿記載の住所
高岡郡四万十町本町4-32
- イ 氏名
小畠 啓三
- (24)ア 登記簿記載の住所
幡多郡黒潮町蜷川802

<p>イ 氏名 蟻川地区 (25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡黒潮町佐賀469</p> <p>イ 氏名 三善 泓</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幡多郡黒潮町(次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種</p> <p>高知県告示第421号 平成19年5月高知県告示第377号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を中土佐町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成19年6月22日 高知県知事 橋本 大二郎</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼5859</p> <p>イ 氏名 谷脇 菊恵</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼5421</p> <p>イ 氏名 松本 浪</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼5451</p> <p>イ 氏名 山中 勝芳</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 兵庫県明石市鳥羽441 青山荘</p> <p>イ 氏名 結城 一好</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼6733</p> <p>イ 氏名 高橋 通雄</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 千葉県印旛郡酒々井町東酒々井四丁目4-184</p>	<p>イ 氏名 下元 聡彦</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江6602</p> <p>イ 氏名 田井 徳夫</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4222</p> <p>イ 氏名 浜田 豊實</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 兵庫県宝塚市野上一丁目5-102-107</p> <p>イ 氏名 佐竹 義久</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4036</p> <p>イ 氏名 奥田 千代子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 香川県坂出市福江町二丁目5-23</p> <p>イ 氏名 田中 徳子</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4325</p> <p>イ 氏名 窪田 岩太郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4329-1</p> <p>イ 氏名 小林 茂</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼6538</p> <p>イ 氏名 中山 弥太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4530</p> <p>イ 氏名 中城 万次</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場8番屋敷</p> <p>イ 氏名 中城 佐久次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4233</p> <p>イ 氏名</p>	<p>中村 覚次 (18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4402</p> <p>イ 氏名 中山 照馬</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場3番屋敷</p> <p>イ 氏名 西岡 伊之助</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場11番屋敷</p> <p>イ 氏名 西村 菊馬</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4696</p> <p>イ 氏名 西村 喜之助</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江3427</p> <p>イ 氏名 中村 岩治</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場30番屋敷</p> <p>イ 氏名 若瀬 秀馬</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場31番屋敷</p> <p>イ 氏名 林 徳蔵</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江3892</p> <p>イ 氏名 笹岡 芳松</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場44番屋敷</p> <p>イ 氏名 中城 周吾</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4004、4005</p> <p>イ 氏名 谷岡 初太郎</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場54番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 兼松</p>
--	---	---

(29)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4321 イ 氏名 山本 重松	高岡郡中土佐町上ノ加江押岡14番屋敷 イ 氏名 岡本 政	イ 氏名 奥田 岩
(30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4321 イ 氏名 山本 規矩爾	(41)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡14番屋敷 イ 氏名 岡本 芳之助	(52)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼北村51番屋敷下1番戸 イ 氏名 浜田 久万次
(31)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4237 イ 氏名 中山 從吉	(42)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡1番屋敷 イ 氏名 森本 比佐次	(53)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼1804 イ 氏名 中野 良子
(32)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江3859-イ-1 イ 氏名 笹岡 茂久三郎	(43)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡5番屋敷 イ 氏名 西岡 喜太郎	(54)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼6093 イ 氏名 山下 鶴亀
(33)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江4276 イ 氏名 笹岡 亀次	(44)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡20番屋敷下1番戸 イ 氏名 戸田 孫次	(55)ア 登記簿記載の住所 高知市西秦泉寺419 イ 氏名 堀淵 明子
(34)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場17番屋敷 イ 氏名 小林 章男	(45)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡16番屋敷 イ 氏名 津野 覚右衛門	(56)ア 登記簿記載の住所 高知市伊勢崎町9-12 イ 氏名 西田 好一
(35)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場10番屋敷 イ 氏名 西村 猪兎馬	(46)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡3番屋敷 イ 氏名 津野 馬太郎	(57)ア 登記簿記載の住所 大阪府茨木市下中条町12-2 イ 氏名 佐竹 厚子
(36)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡15番屋敷 イ 氏名 津野 敬之助	(47)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江5271-8 イ 氏名 戸田 杉恵	(58)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉横町10-27 イ 氏名 田井 源康
(37)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡17番屋敷 イ 氏名 津野 惣太郎	(48)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼5199 イ 氏名 山中 精一郎	(59)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町大野見奈路767 イ 氏名 山口 深
(38)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡18番屋敷 イ 氏名 浜田 恭温	(49)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼5191 イ 氏名 竹本 稔	(60)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼4245 イ 氏名 大影山生産森林組合
(39)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡3番屋敷 イ 氏名 津野 弥久之助	(50)ア 登記簿記載の住所 高岡郡中土佐町久礼5176-イ イ 氏名 山中 英男	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高岡郡中土佐町(次の図に示す部分に限る。) (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度並びに植栽の方法・
(40)ア 登記簿記載の住所	(51)ア 登記簿記載の住所 高岡郡久礼町北村33番屋敷	

期間及び樹種
高知県告示第422号

香南市赤岡町中部の一部地区、安芸郡安田町瀬切の一部地区、吾川郡いの町上八川上分の一部地区及び高岡郡越知町片岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したもので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 香南市
 - (2) 安田町
 - (3) 吾北村
 - (4) 越知町
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 香南市赤岡町中部の一部
平成17年度及び平成18年度
 - (2) 安芸郡安田町瀬切の一部
平成15年度及び平成16年度
 - (3) 吾川郡いの町上八川上分の一部
平成14年度及び平成15年度
 - (4) 高岡郡越知町片岡の一部
平成16年度及び平成17年度
- 3 成果の名称
 - (1) 香南市地籍図及び地籍簿
 - (2) 安田町地籍図及び地籍簿
 - (3) 吾北村地籍図及び地籍簿
 - (4) 越知町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成19年6月22日

高知県告示第423号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により次のとおり告示し、平成18年3月高知県告示第168号（建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成19年7月31日限り廃止する。

平成19年6月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 中間検査を行う区域
高知市を除く県内全域
- 2 中間検査を行う期間
平成19年8月1日から平成21年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造
すべて（独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程

（平成19年4月住機規程第67号）第3条の規定により承認を得たものを除く。）

- 4 中間検査を行う建築物の用途
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅その他これらに類するもの（分譲を目的とするものに限り、建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）
- 5 中間検査を行う建築物の規模
すべて
- 6 指定する特定工程
次の(1)から(3)までに掲げる構造の区分に応じ、それぞれ定める工程とする。ただし、(2)及び(3)において2の工程に該当する場合は、いずれか早期に終える工事の工程とする。
 - (1) 木造その他これに類する構造
屋根工事の工程
 - (2) 鉄骨造その他これに類する構造
2階床の鉄骨建て方工事又は屋根版の取付け工事の工程
 - (3) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造
2階床の配筋工事又は屋根の配筋工事の工程
- 7 指定する特定工程後の工程
中間検査の実施ができなくなる工程すべて
- 8 適用除外
建築基準法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。
- 9 施行期日等
この告示の規定は、平成19年8月1日から施行し、同日以後に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書が受理され、又は同法第6条の2第1項の規定による確認の引受けがなされた計画に係る建築物について適用する。

公 告

平成19年6月7日付けをもって健保労組高知病院支部支部長川野雄生から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成19年6月8日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 事件
 - (1) 夏季一時金について
 - (2) 夏期休暇について
 - (3) その他の要求について
- 2 日時
平成19年6月18日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地
4 争議行為の概要

3の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止等のあらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

~~~~~  
行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定に基づく処分をしたので、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 処分を行った年月日  
平成19年6月11日
- 2 処分を受けた者の氏名  
山下 義博
- 3 処分を受けた者の住所  
香南市野市町上岡2665番地
- 4 処分の内容  
業務の停止
- 5 処分の期間  
平成19年6月25日から同年8月24日まで

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宿毛市錦土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年6月22日

高知県知事 橋本 大二郎

役名	氏名	住 所		
(退任)				
理事	岡野 學	宿毛市 錦	427-1	
〃	萩野 幸治	〃 〃	396-1	
〃	清家 壽申	〃 〃	178-1	
〃	清家 博	〃 〃	182	
〃	佐田 紀重	〃 〃	147	
〃	山本 盾夫	〃 〃	384	
〃	橋村 頼定	〃 〃	130-1	
監事	萩野 豊樹	〃 〃	217-1	
〃	茨木 茂	〃 〃	1085-3	
(就任)				
理事	岡野 學	宿毛市 錦	427-1	
〃	萩野 幸治	〃 〃	396-1	
〃	清家 壽申	〃 〃	178-1	
〃	清家 博	〃 〃	182	

〃 佐田 紀重 〃 〃 147
 〃 山本 盾夫 〃 〃 384
 〃 橋村 頼定 〃 〃 130-1
 監事 近澤 俊明 土佐清水市汐見町 2-2
 〃 茨木 茂 宿毛市 錦 1085-3

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第 6 号

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条の規定により、平成19年 3 月 27 日に次の博物館相当施設の指定を取り消した。

平成19年 6 月 22 日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

施設名	所在地	設置者
懐徳館	高知市丸ノ内一丁目 2 番 1 号	高知県

教育長告示

高知県教育長告示第 1 号

平成15年 5 月高知県教育長告示第 2 号（高知県地域改善対策奨学資金に係る返還金の収納事務の委託）は、廃止する。

平成19年 6 月 22 日

高知県教育長 大崎 博澄

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第 16 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第 2 条第 1 項に規定する講習を次のとおり実施する。

平成19年 6 月 22 日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1 号業務」という。）

(2) 実施期日

平成19年 8 月 21 日（火）から同月 23 日（木）までの 3 日間

(3) 実施場所

高知市朝倉 375 番地 1 ふくし交流プラザ

2 受講者定員

40 人

3 受講資格者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込み方法

ア 講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目 3 番 31 号 L S ビル 3 階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習 F A X 申込書（以下「申込書」という。）により、事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号 088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1 通につき 1 名とし、1 回の送信での受付は、1 通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成19年 7 月 23 日（月）及び 24 日（火）の午前 9 時から午後 4 時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、1 号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者を優先し、それ以外の受講希望者は、申込書の先着順に受講予定者として確定する。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成19年 7 月 25 日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成19年 8 月 1 日（水）から同月 3 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、

受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書 1 通

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項に規定する別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込手続を行う者の写真（受講申込書の提出前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの

イ 旧資格者証の写し 1 通

ウ 受講申込確認書 1 通

(4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、23,000 円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号 088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号 088-826-0110 内線 3023、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第 17 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年 6 月 22 日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号業務」という。）

(2) 実施期日

平成19年 9 月 3 日（月）から同月 10 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の 6 日間

(3) 実施場所

<p>高知市朝倉戊375番地 1 ふくし交流プラザ</p> <p>2 受講者定員 30人</p> <p>3 受講資格者 受講資格者は、受講申込み時において次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 平成19年7月30日(月)及び31日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ</p>	<p>クシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とし、講習の受講者定員に達した時点で申込みを締め切る。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成19年8月1日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続</p> <p>受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 平成19年8月8日(水)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書 1通 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込の手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの</p> <p>イ 添付書類</p> <p>(ア) 3の(1)に該当する者 2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(2)に該当する者 1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(3)に該当する者 2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(4)に該当する者 旧1級検定に係る合格証の写し</p> <p>(オ) 3の(5)に該当する者 旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p>	<p>ウ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受けようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、38,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第18号 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。 平成19年6月22日 高知県公安委員会委員長 竹内 克之</p> <p>1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 審査の区分 検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査</p> <p>(2) 審査の実施日及び開始時間 平成19年8月30日(木)午前9時30分</p> <p>(3) 審査の実施場所 吾川郡春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>2 審査の実施予定人員 50人</p> <p>3 審査対象者 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項の規定により行われた1級の検定及び同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の交付を受けている者であって、高知県内に住所地(現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。</p>
--	---	---

4 審査方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査申請書の受付期間

平成19年7月17日（火）から同月31日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書の提出先

ア 審査を受けようとする者の住所を管轄する警察署

イ 現に警備員である者で、高知県内に住所を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 高知県以外の公安委員会が交付した旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(イ) 写真（審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚

(ウ) 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備係担当係

高知県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成19年6月22日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成19年9月27日（木）午前9時

(2) 検定の実施場所

吾川郡春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

(1) 検定申請の受付期間

平成19年9月3日（月）から同月10日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装

警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品

ア 受検票

<p>イ 筆記用具 ウ 警笛（実技試験に使用するので、自分が使用しているものがあれば持参すること。） エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 オ 雨着（雨天時に使用する。） カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備係担当係</p>	
--	--